5　特定求職者雇用開発助成金、受給資格者創業支援助成金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、特定求職者雇用開発助成金、受給資格者創業支援助成金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金は支給しないものとする。

第十五条の六から第十五条の八まで　削除

附則第十七条の六を次のように改める。

（東日本大震災に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の六　特定被災区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の平成二十三年度における適用については、同条柱書中「二分の一」とあるのは「四分の三」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」と、附則第十五条の四第一項中「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）」とあるのは「東日本大震災」とする。

第二条　雇用保険法施行規則の一部を次のように改正する。

附則第十五条の四に次の一項を加える。

4　被災関係事業主に係る附則第十五条の二第一項の規定により読み替えて適用される第百二条の三第一項第二号イ並びに附則第十五条第二項第二号イ及び第十五条の二第一項の適用については、第百二条の三第一項第二号イ及び附則第十五条第二項第二号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者」とあるのは「解雇を予告された被保険者」と、「受給資格者創業支援助成金（同条第三号の雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「受給資格者創業支援助成金（同条第三号の雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）、第百十条の三第一項の試行雇用奨励金」と、附則第十五条の二第一項中「若年者等正規雇用化特別奨励金」とあるのは「若年者等正規雇用化特別奨励金、附則第十五条の十第一項の実習型試行雇用奨励金」とする。

附則第十五条の五第四項中「第百十条の二第三項第三号」を「第百十条の二第三号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年七月一日から施行する。

○農林水産省令第三十号

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条の二の七の規定を実施するため、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律施行規則

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第四条第二項の規定により土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第四項の規定を読み替えて適用する場合における土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十八条の二第一項第二号の規定の適用については、同号中「貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時」とあるのは、「干ばつ時」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十二号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第四十八条第一項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

経済産業大臣　海江田万里

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十四号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二　機構法第十五条第一項第十三号に規定する東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する事項

第十三条中「及び第十一号」を「、第十一号及び第十三号」に改める。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に、「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改め、同条第三項中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に改める。

附則第五条中「第十一号」を「第十三号」に改める。

附　則

この省令は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の施行の日から施行する。

○国土交通省令第四十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十四号）第一条第四号、第七条第一項第四号並びに第八条第三号及び第八号の規定に基づき、並びに同令第八条第三号の規定を実施するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行に関する省令

（公園の施設）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（以下「令」という。）第一条第四号に規定する国土交通大臣の指定する施設は、植栽及び生け垣とする。

（国土交通大臣の承認事項）

第二条　令第七条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、令第八条第六号に掲げる事項のうち、対象施設の供用を一月以下の期間を定めて休止すること以外の事項とする。

（令第八条第三号の対象施設の価額）

第三条　令第八条第三号の対象施設の価額は、当該施設の新築の工事が完了した日までに建設に要した費用の額とする。